

改正派遣法に基づくマージン率について

公益財団法人
栃木県シルバー人材センター連合会
矢板市事務所

労働者派遣法23条第5条に基づき、令和5年度におけるマージン率を次のとおり公開いたします。

【マージン率の計算方法(小数点第2以下を四捨五入)】

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

派遣労働者の数	25 人
派遣先の数	6 社
マージン率	23.2%
労働者派遣料金	10,793 円(1 日 8 時間当たりの平均)
派遣期間中の派遣労働者の賃金	8,293 円(1 日 8 時間当たりの平均)
教育訓練等に関する事項	安全衛生教育・接遇
派遣法第 30 条の 4 第 1 項に基づく労使協定の締結の有無	無
待遇決定方式	派遣先均等・均衡方式
マージン率の内訳	労災保険料 年次有給休暇賃金 事業運営費